

○越谷市道路照明灯設置基準

令和8年4月1日

(目的)

第1条 本基準は、越谷市の道路管理者が道路照明灯の設置及び管理に関し必要な事項を定めることにより、その適正な運用を図り、もって夜間交通の安全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本基準において「道路照明灯」とは、夜間の道路交通の安全性向上や防犯を目的に、道路管理者が設置及び管理する照明灯をいう。

(対象道路)

第3条 道路照明灯の設置対象道路は、越谷市認定道路（以下「公道」という。）とする。なお、防犯目的の道路照明灯は、人の目が行き届きにくい行き止まり道路を対象とする。

(設置者)

第4条 道路照明灯は、交通状況や周辺の状況を総合的に勘案して道路管理者が設置する。

- 2 開発行為等において道路照明灯が必要と判断される場合は、原因者が設置する。
- 3 個人が道路照明灯を道水路等に設置することは認めない。

(設置要望)

第5条 道路照明灯の設置を要望する場合は、原則として自治会長等を通じて、道路照明灯設置要望書（第1号様式）を提出するものとする。また^{ひかりが}光害を考慮し設置要望箇所の周辺関係者から設置の承諾を得る必要があることから、道路照明灯の設置に対する承諾書（第2号様式）も併せて提出するものとする。

(設置箇所)

第6条 道路照明灯は、次に掲げる条件を満たし、交通状況を鑑みて交通事故の発生する恐れが多い箇所又は道路照明灯を設置することにより事故の減少が図れる箇所や、防犯上必要と認める場所等に設置する。ただし、道路管理者が特に必要と認める箇所については、この限りでない。

- (1) 周辺関係者の承諾が得られる場所であること
- (2) 通行者の安全を確保する必要がある場所。防犯上必要な場所（ただし、行き止まり道路に限る）。

（設置制限箇所）

第7条 次に掲げる箇所には、道路照明灯を設置しないものとする。

- (1) 私道内及び私道出口
- (2) 周辺施設の照明により良好な視環境が確保されている場所
- (3) 私有地の出入口や交通の支障になる場所等、物理的に設置が困難な場所

（設置基準）

第8条 直線道路における連続照明の設置間隔に係る基準は、次に掲げるとおりとする。なお、夜間において各箇所に必要な照明効果が、他の照明施設等により十分に得られる場合は、この限りでない。

- (1) 市街化区域は、約60mに1基とする。
- (2) 市街化調整区域は、約90mに1基とする。ただし、住宅密集区域においては、現地の状況を勘案し、設置を検討する。
- (3) 小、中学校の通学路等においては、現地の状況を勘案し、設置を検討する。
- (4) 沿道公共施設（公園、公共建物等）の照明施設を考慮し、効率的な設置を検討する。
- (5) その他、道路管理者が必要と判断した場合は、現場の状況等に応じて設置を検討する。

（設置の形態等）

第9条 照明灯具は、原則LED（発光ダイオード）灯具とする。

2 設置にあたっては、他施設等への共架を原則とし、それが困難な場合は単独柱として設置する。他施設に共架する場合には、当該施設所有者の許可を得て設置するものとし、単独柱を設置する場合には、原則、公道の敷地内に設置する。

（銘板の設置）

第10条 道路照明灯を設置した場合は、道路照明灯番号及び管理者が越谷市である旨を示す銘板を設置する。

（移設及び撤去等）

第11条 既設の道路照明灯等が隣接地の改修等により通行に支障をきたす場合は、移設を基本とし、これが困難な場合には撤去とする。なお、移設は原因者が行うこととし、移設位置については、道路管理者と協議のうえ決定する。

2 前項に係る協議の際は、原則30日前までに道路照明灯移設・撤去等許可申請書（第3号様式）に必要書類を添えて提出する。

3 道路管理者は、前項の規定による申請を受けたときは、審査を行い、許可をするときは道路照明灯移設・撤去等許可書（第4号様式）により申請者又はその代理人に通知する。

4 移設等の許可を受けた者は、工事完了後、道路照明灯移設・撤去等完了報告書（第5号様式）に必要書類を添えて、道路管理者に報告を行う。

（維持管理）

第12条 道路管理者は、良好な視環境を確保するため、道路照明灯の点検、補修により、その機能の低下や損傷を把握するとともに、所要の機能を十分発揮できるよう適切な維持管理を行う。

（賠償）

第13条 道路照明灯等を故意又は過失により損傷させた者がいた場合、原因者は直ちに原型に復すか、又はこれに要する費用を市に賠償しなけ

ればならない。

(移管の申請)

第14条 自治会等が設置または管理している、行き止まり道路の照明灯を市に移管しようとするときは、道路照明灯移管申請書(第6号様式)に関係書類を添付し、提出するものとする。また、移管の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び現地調査等を実施し、第8条等で規定する設置等の基準により移管の可否を決定するものとする。

(補足)

第15条 本基準に定めるもののほか、道路照明灯等設置及び管理に関し必要な事項は、道路管理者が別に定める。

附則

令和6年4月1日 施行

令和8年4月1日 改正

道路照明灯設置要望書

年 月 日

越谷市長宛

代表者 自治会名 _____

会長氏名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

連絡担当者 氏 名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

下記のとおり、道路照明灯の設置を要望します。

記

場 所	別添案内図のとおり
基 数	基
電柱番号等	
要 望 理 由	
備 考	

(担当課記入欄)

受付者		調査記録	
備 考			

道路照明灯の設置に対する承諾書

電柱番号 _____ の電柱に道路照明灯を設置することについて承諾します。

NO	住 所	氏 名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

.....
道路照明灯の設置に対する承諾書について、提出します。

年 月 日

_____ 自治会長 _____

越谷市長 宛

道路照明灯移設・撤去等許可申請書

年 月 日

越谷市長 宛

住 所 越谷市〇〇丁目〇番〇号

氏 名 〇〇 〇〇

連絡先

道路照明灯移設・撤去について、越谷市道路照明灯設置基準第11条第2項に基づき
関係書類を添えて申請します。

区 分	一時移設・一時撤去・永久移設・永久撤去 ()		
理 由			
場 所	路線名 市道〇〇〇〇〇号線	車道・歩道・その他	
	場 所	地 先	
対象道路照明灯	管理番号	種 類	数 量
時 期	〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 〇〇年〇〇月〇〇日		
添付書類	①案内図・位置図 ②平面図・縦断図 ③現場写真 ④その他 ()		
備 考			

「理由」欄には、移設・撤去等をする必要が生じた原因を明確かつ簡潔に記入する。

「場所」欄には、路線名及び最寄りの住所を記入する。

「道路照明灯」の欄には、照明灯の容量、ランプの種類、共架、独立などを記入する。

「時期」については、一時的な場合は、その期間とし、永久の場合は、工期を記入する。

2部提出のこと。

第4号様式（第11条関係）

越道総第〇〇〇号

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇 〇〇 様

越谷市長

道路照明灯移設・撤去等許可書

〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のありました道路照明灯移設・撤去等について、越谷市道路照明灯設置基準第11条第3項に基づき、下記のとおり許可します。

記

照明灯番号	
場 所	
条 件	
備 考	

第5号様式（第11条関係）

道路照明灯移設・撤去等完了報告書

年 月 日

越谷市長 宛

住 所 越谷市〇〇丁目〇番〇号

氏 名 〇〇 〇〇

連絡先

〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のありました道路照明灯移設・撤去等について、完了しましたので越谷市道路照明灯設置基準第11条第4項に基づき、下記のとおり報告します。

記

照明灯番号	
場 所	
添付書類	①案内図・位置図 ②平面図・縦断図 ③現場写真 ④その他（ ）
備 考	

1部提出のこと。

道路照明灯移管申請書

年 月 日

越谷市長

宛

(申請者自署)

自治会等名 _____

代表者住所 _____

代表者氏名 _____

電話番号 _____

下記のとおり道路照明灯を市へ移管したいので協議申請します。
なお、移管後において道路照明灯の統廃合等が行われても、異議申し立てを行いません。

設置場所	越谷市		
電柱番号	上段		
	下段 ※電柱管理者	※表示プレートが1枚のみの場合には、下段の欄に記載してください。	
電気契約者	お客様番号		
	住所 氏名		
設置場所の 土地所有者	住所 氏名		
灯具仕様	灯具の種類		W 数
	LED 灯	蛍光灯	その他()

◆添付書類

- ・位置図（照明灯の設置場所を示したもの）
- ・お客様番号及び契約住所、契約名義が分かる書類
（電気使用申込書や電気料金等領収書等の写し）
- ・灯具仕様書

《注意事項》

(1) 移管できないもの

- ・ LED灯に交換することに近隣住民や田畑所有者が反対しているもの。
- ・ 行き止まり道路以外の道路に設置されているもの。
- ・ 私道に設置されているもの。
- ・ 自動車が通行できない道路に設置されているもの。
- ・ 電柱以外の支柱に設置されているもの。
- ・ 道路の照明を目的とされていないもの。(商店街灯や民間照明等)
- ・ その他、「越谷市道路照明灯設置基準」の条件に合致しないもの。

(2) その他

- ・ 照明灯の妨げとなる民地の樹木の管理は、市では行いません。設置箇所付近に光の妨げとなり得る樹木がある場合は、移管後も引き続き樹木の管理をお願いします。
- ・ 原則、移管するLED灯は10W以上とする。

道路照明灯の移管に対する承諾書

電柱番号 _____ の電柱の道路照明灯を移管することについて承諾します。

NO	住 所	氏 名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

道路照明灯の移管に対する承諾書について、提出します。

年 月 日

自治会長

越谷市長 宛